

**札幌市都市公園の維持管理に関する協定における
費用見直し等に関する確認書（月寒公園等）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、令和6年3月6日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び月寒公園パークライフコンソーシアム（以下「乙」という。）が締結した札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）第27条、第38条及び別表の規定に基づき、令和7年4月から令和8年3月に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第1条 協定により乙が管理する施設において、令和7年4月から令和8年3月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金2,431,000円」を支払う。

第2条 第1条の支払額の算定の基礎となる光熱費の実績値の誤りその他乙の責めに帰すべき事由によって前項の支払額に過誤が生じたときは、乙は、甲に対し、既払額の全部又は一部を返還しなければならない。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和8年3月30日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区北1条東1丁目6番地16
月寒公園パークライフコンソーシ
代表者 公益財団法人 札幌市公
理事長 前田 明

